

日本鍼灸マッサージ協同組合の組合員および役職員の皆さんへ

『所得補償プラン』・『ケガと病気の補償プラン』



『所得補償プラン』

働きなくなったときの 収入減少に備え ます！

払込金 (保険料+制度運営費)

月々1口あたり2,000円

団体割引
10%

プランのご案内	P1~3
健康状況告知	P4~6
補償内容のご説明・注意事項	P13~15
重要事項のご説明	P16~18
加入申込票 記入例	P30
所得加入申込票	裏面(P34~35)

『ケガと病気の補償プラン』

団体割引
5%



思いがけない
病気やケガに備えます！
払込金 (保険料+制度運営費)
は、P7・P8を参照ください。

プランのご案内	P7~8・12
健康状況告知	P9~11
補償内容のご説明・注意事項	P19~25
重要事項のご説明	P25~27
加入申込票 記入例	P29
団体総合加入申込票	P32・33

保険期間 2023年8月1日午後4時～2024年8月1日午後4時(1年間)

申込締切日 2023年6月23日(金) 中途加入もできますので、日本鍼灸マッサージ協同組合までお問い合わせください。

申込方法

①「加入申込票兼健康状況告知書」のご提出

- 健康状況告知書質問事項回答欄(ケガのプランを除く)、加入セット名等必要事項をご記入のうえ、日本鍼灸マッサージ協同組合までご提出ください。

②「払込金(保険料+制度運営費)」のお振込み

- 同封の「払込取扱票」にて**2か月分(8、9月分)**の「払込金」を郵便局からお振込みください。
(記入例は、29~30ページご参照)10月分以降の「払込金」は、銀行またはゆうちょ銀行からの自動引き落としとなりますので、別途、口座振替依頼書を送付いたします。(「払込金」は、毎月28日に1か月分を引き落とします。)

中途加入される場合

ご送金および加入申込票をご提出いただいた翌月1日午前0時からの補償開始となります。

■この保険は日本鍼灸マッサージ協同組合が保険契約者となる団体契約です。

代理店・扱者 エル・クリエートシステム株式会社 千葉県千葉市中央区新宿1-5-8-3B TEL: 043-248-0622
引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社 東京都千代田区神田駿河台 3-11-1 TEL: 03-3259-6692

『所得補償プラン』のご案内

所得補償保険

保険金額(月額)と月払込金(保険料等)について

大きく
リニューアル
しました!

1か月あたりの払込金

2,000円(1口あたり)

(内訳 保険料:1,900円／制度運営費:100円)

セット名	年令	口数と所得補償保険金額(月額)		
		1口	2口	3口
SA	20~24才	162,000円	324,000円	486,000円
	25~29才	149,000円	298,000円	447,000円
	30~34才	123,000円	246,000円	369,000円
	35~39才	101,000円	202,000円	303,000円
	40~44才	84,000円	168,000円	252,000円
	45~49才	72,000円	144,000円	216,000円
	50~54才	63,000円	126,000円	189,000円
	55~59才	60,000円	120,000円	180,000円
	60~64才	58,000円	116,000円	174,000円
	65~69才	48,000円	96,000円	144,000円
継続のみ	70~74才	29,000円	58,000円	87,000円
	75~79才	19,000円	38,000円	57,000円

上記は職種級別2級(鍼灸マッサージ師等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
(ご注意)

現在お働きになっている方で、保険期間開始時点で満20才以上満69才以下の方かつ健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。なお、継続加入に限り満79才までご加入いただけます。(詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。)

- 年令は、保険始期日時点(2023年8月1日)での満年令となります。
- 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

所得補償プラン(所得補償保険)の特長

- ①病気・ケガの発生は業務中・業務外を問わず24時間いつでも補償の対象となります。
- ②自宅療養も含めて最長1年間、補償いたします。
- ③健康保険や労災保険、生命保険などとは関係なく補償いたします。
- ④加入にあたって面倒な医師の診査は不要です。
※簡単な告知をしていただくだけです。
- ⑤払込金は月々1口2,000円(保険料1,900円、制度運営費100円)。
満20才以上満69才以下の方が加入できます。

保険金の
お支払例

事故例

お支払対象期間

お支払いする保険金



お支払方法を変更し、より使いやすい商品としました!!

保険金支払条件変更
(フランチャイズ)特約

就業不能が開始した日から起算して、就業不能の状態が加入者証等に記載された免責期間を超えて継続した場合に限り、就業不能が開始した日に遡って保険金をお支払いする条件に変更する特約です。

就業不能によって お休みした期間	これまで (2023年8月1日16:00まで)	これから (2023年8月1日16:00以降)
5日間	免責7日以内のため、お支払対象外です。	5日分支払われます。
10日間	免責7日分を引いた3日分のみ、支払われます。	10日分支払われます。
30日間	免責7日分を引いた23日分が、支払われます。	30日分支払われます。
4日以下		いずれの場合も支払われません。

●保険期間中に、ケガ*、病気*または骨髄採取手術*により就業不能となり、その状態が免責期間**（4日）を超えて継続した場合、保険金をお支払いします。

●免責期間とは、就業不能開始から起算して、継続して就業不能である一定の期間（加入者証等記載の期間をいいます。）をいい、就業不能の状態がこの期間を超えて継続しなかった場合は、保険金をお支払いしません。ただし、骨髄採取手術による就業不能の場合には免責期間を適用せず、保険金をお支払いします。

●所得補償保険金額（ご契約金額・月額）の設定については、被保険者が加入されている高額療養費制度等の公的医療保険制度の給付内容をご勘案いただいたうえで、平均月間所得額*の70%以内で適切な保険金額をお決めください。（就業不能にかかわらず得られる年金、利子、配当、不動産賃貸料などは平均月間所得額に含めることはできません。）

●所得補償保険金額は、最高50万円以下となる口数までご加入いただけます。

●所得補償保険金額が被保険者の平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

*印の用語については14ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

①42才・2口加入の方が
高血圧症疾患で入院。
4/1～5/7まで
仕事を休んだ
場合



②58才・3口加入の
方が段差で転倒、
腕を骨折し、7/10
～7/29まで仕事
を休んだ場合



③29才・2口加入の
方がバイクで転倒、
足を骨折し1/10～
2/4まで仕事を休
んだ場合



4/1～5/7までの期間
=1か月と7日

7/10～7/29までの期間
=20日間

1/10～2/4までの期間
=26日間

16.8万円+16.8万円×7日／30日
=207,200円

18万円×20日／30日
=120,000円

29.8万円×26日／30日
=258,267円

お申込について

- お申込人となる方は日本鍼灸マッサージ協同組合の組合員本人、常勤役員および職員本人に限ります。
 - この制度で被保険者(補償の対象者)本人^(*)となる方は以下の①～④に該当する方に限ります。
 - ①…日本鍼灸マッサージ協同組合の組合員本人
 - ②…①の家族(組合員の配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居の親族ならびに家事使用人)
 - ③…日本鍼灸マッサージ協同組合の常勤役員および職員本人
 - ④…③の家族(常勤役員および職員の配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居の親族)
- (*)加入申込票の被保険者欄に記載の方をいいます。

毎年自動継続となっています

(自動継続の取扱いについて)
前年からご加入の皆さまについて
は、ご加入内容の変更や継続停止
のご連絡がない場合、今回の募集
においては前年ご加入の内容に応
じたセット・口数での自動継続加
入の取扱いとさせていただきます。
(年令の進行により保険料表の
年令区分が変わるのは、ご継続
時(2023年8月1日時点)のご年令
による所得補償保険金額に変更と
なりますのでご了承ください。)

事故情報に関するご案内

保険会社に通知された事故情報は、日本鍼灸マッサージ協同組合・相談室へ提供いたします。これにより相談室から皆さまへの寄り添ったアドバイスが可能になります。事故情報の協同組合・相談室への提供をご了解いただけない場合は、本制度にご加入いただけません。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致したことであること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

- | | |
|----------------------------------|---------------|
| • 保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。) | • 保険金額(ご契約金額) |
| • 保険期間(保険のご契約期間) | • 保険料・保険料払込方法 |

2 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

- 加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいているですか？
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
- *ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。
- 加入申込票の「職業名・職種名」欄(「職種級別」欄を含みます。)は正しくご記入いただいているですか？
- 加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
- 保険金額(ご契約金額)は、平均月間所得額(ボーナスを含みます。)の70%以下となるような口数でお申込みされていますか？
- 被保険者(補償の対象となる方)の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいているですか？

3 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- | | |
|------------------------|--|
| • この保険制度に新規加入される場合 | • 既にご加入の内容を変更してご継続される場合
(被保険者の変更、補償内容の変更、職業名・職種名・職種級別の変更など) |
| • 既にご加入されているがご継続されない場合 | |

所得補償保険 健康状況告知書ご記入のご案内(必ずお読みください)

以下の注意点を読んで、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

<継続加入の場合で、保険責任を加重^(*)することなく継続いただく場合には、あらためて健康状況を告知いただく必要はありません。>
(*)保険金額の増額、免責期間の短縮、てん補期間の延長、病気を補償する特約の追加等、補償を拡大することをいいます。

1. 健康状況告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身が、ありのままを正確に漏れなくお答えください。

2. 正しく告知されなかつた場合の取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかつたり、事実と違つことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しなとなり、保険金をお支払いできなことがあります。

3. 書面によるご回答のお願い

- 代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- 代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになります。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いします。

4. 「健康状況告知書質問事項」に該当される場合

「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入のお引受について次のいずれかの取扱いとさせていただきます。

- ①特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受けします。
- ②ご加入はお引受できません。

5. 現在の契約を解約・減額し、新たにご加入を検討されているお客さまへ
※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。
現在の契約を解約・減額し、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にお答えいただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入できなかつたり、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受けすることがあります。また、正しく告知されなかつた場合にはご加入内容が解除または取消しなことがあります。

6. 保険期間の開始前の発病等の取扱い

ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時^{(*)1}より前に発病した病気^{(*)2}(発病日は医師の診断^{(*)3}によります)または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。このお取扱い^{(*)4}は、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。

なお、継続加入である場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることができます。

(*)1)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。

(*)2)就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含みます。

(*)3)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

(*)4)特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入した場合の特定の疾病・症状群に該当しないものについても例外ではありません。

7. その他ご留意いただく点

- ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただきます。
- 「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続をご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

継続時に、あらためて健康状況の告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。

【ご注意】

- 現在の健康状況等によっては、継続加入できなかつたり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加・変更されたりすることができます。
- 新たな告知内容に応じた条件で継続いただいた場合でも、保険金のお支払額は、発病時点の保険契約の条件で算出した金額となることがあります。
- 保険期間の中途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。

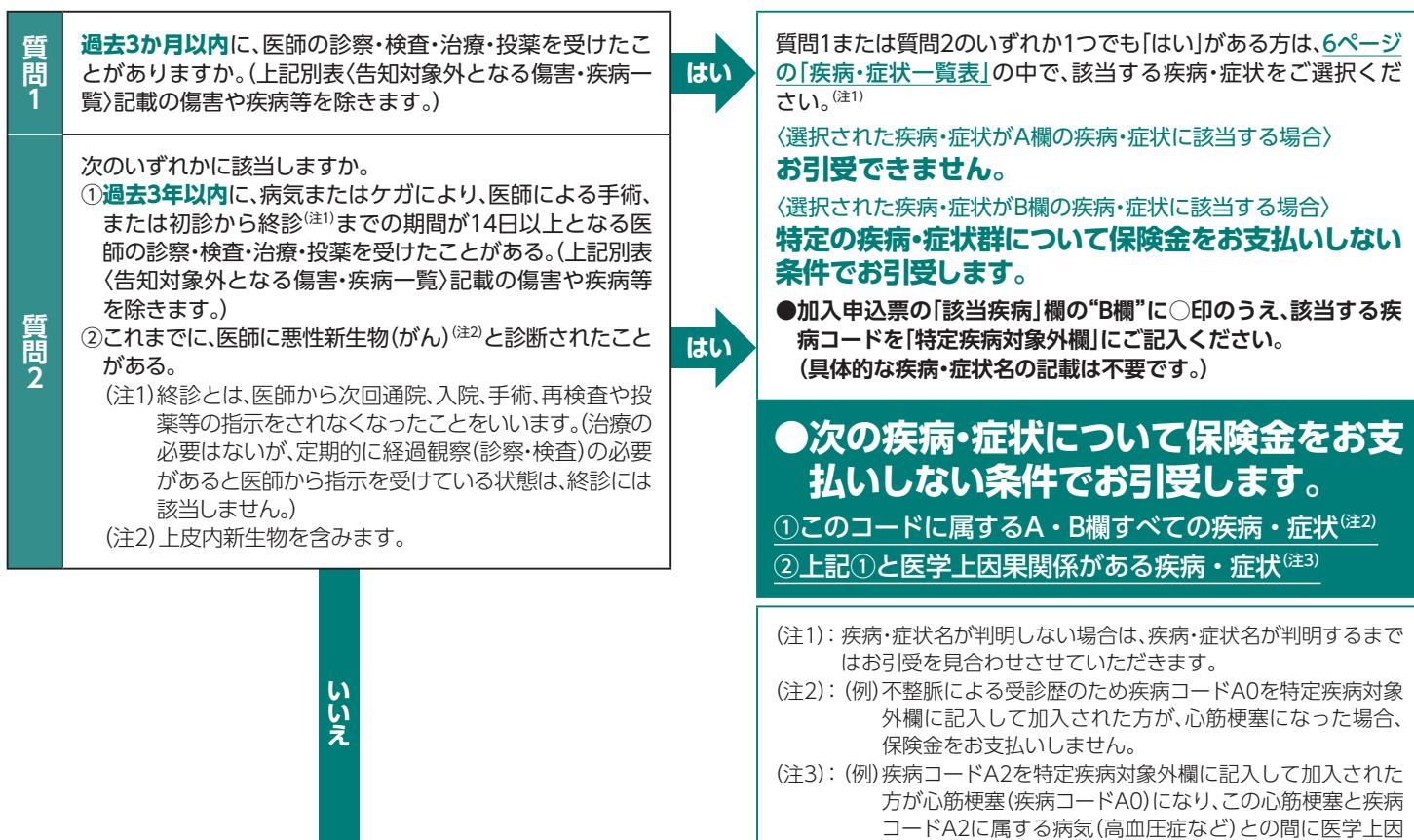
所得補償保険 健康状況告知書質問事項

ご回答は加入申込票(34ページ掲載)の「健康状況告知書質問事項回答欄」、「特定疾病対象外欄」にご記入ください。

- 「健康状況告知書ご記入のご案内」(4ページ)をご覧のうえ、質問事項にご回答ください。
- 「所得補償保険」にお申し込みいただく際には、下記の質問事項につき正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いしないことがありますのでご注意ください。
- 下記の質問事項には、必ず被保険者(補償の対象者)ご自身がお答えください。
- 下表に記載がある傷害や疾病については下記質問1および質問2に関する告知は不要です。

〈告知対象外となる傷害・疾病一覧〉

現在治療中でも告知いただく必要のないもの	現在医師から次回通院、入院、手術、再検査等を指示されていなければ告知いただく必要のないもの
<ul style="list-style-type: none">●アレルギー性鼻炎*、花粉症*●アトピー性皮膚炎* <p>*入院中・入院歴あり・入院予定のものは、告知いただく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none">●ケガ* <p>*ただし、6ページの「疾病・症状一覧表」の疾病コードJ0、J1、J2またはK0に該当するものは、告知いただく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none">●妊娠・分娩に伴う異常、帝王切開	<ul style="list-style-type: none">●かぜ*、感冒*、インフルエンザ**入院、手術のないものに限ります。 <ul style="list-style-type: none">●6ページの「疾病・症状一覧表」の疾病コードJ0、J1、J2またはK0に該当するケガ <ul style="list-style-type: none">●食中毒 ●歯の疾患 ●結膜炎



（ご注意）特定疾病対象外欄への対象外となる疾病症状等の記載の有無にかかわらず、普通保険約款およびセットされる特約により保険金をお支払いできない場合があります。詳細は募集パンフレットをご確認ください。

疾病・症状一覧表

加入申込票の「特定疾病対象外欄」に記入いただく疾病コードに属する疾病・症状は下表のとおりです。

分類	疾病コード	A欄	B欄
循環器系等の疾患	A0	心臓弁膜症*、心不全、狭心症、心筋梗塞、心室細動、急性冠症候群 ※僧帽弁・大動脈弁・肺動脈弁・三尖弁の狭窄症または閉鎖不全症をいい、僧帽弁逸脱症候群を含みます。	不整脈(心房細動、心房粗動、発作性心頻拍症、心室性頻拍症、洞不全症候群、完全房室ブロックを含みます。)、心臓喘息、冠状動脈硬化症、心筋症、心内膜炎(細菌性以外)、心房中隔欠損症
	A1	脳腫瘍、脳卒中(脳出血、脳梗塞(脳軟化)を含みます。)、くも膜下出血、脳血栓、脳塞栓	もやもや病、一過性脳虚血発作(TIA)、脳動静脈奇形(脳動静脈瘻)、頸動脈狭窄症
	A2		高血圧症、動脈硬化、動脈瘤(動脈解離を含みます。)、静脈瘤
	A3		リウマチ性心疾患、リウマチ(関節・筋肉)
	A4		低血圧症
消化器系の疾患	B0	胃がん、腸がん、食道がん、大腸がん	急性胃炎、慢性胃炎、胃下垂、胃・十二指腸潰瘍、大腸炎、虫垂炎、イレウス(腸閉塞)、急性胃粘膜病変、憩室炎(憩室症)、そけいヘルニア、腹壁ヘルニア、胃・腸・食道ポリープ(良性)、胃腸炎、胃腺腫、大腸腺腫、腸重積、腹膜炎、嘔吐下痢症、クローン病、潰瘍性大腸炎、過敏性腸症候群
	B1	肝臓がん、肝硬変	黄疸、肝機能障害、肝肥大、急性肝炎、慢性肝炎、脂肪肝 ※伝染性肝炎、ウィルス性肝炎はB1ではなくG2に該当します。ただし、ウィルス性肝炎のうち、A型・B型・C型肝炎はB1とG2に重複して該当します。
	B2	胆道がん	胆石症、胆囊炎、総胆管結石、胆囊腺筋症、胆囊ポリープ(良性)、胆管炎
	B3	脾臓がん	急性脾炎、慢性脾炎、脾石症、脾腫、脾のう胞
	B4		痔、痔ろう、脱肛、肛門周囲膿瘍
	B5		歯の支持組織の疾患、その他の歯の疾患
呼吸器系の疾患	C0	肺がん	肺炎、肺気腫、肺線維症、塵肺症、胸膜炎(肋膜炎)、肺囊胞症、自然気胸、中葉症候群、肺化膿症(肺膿瘍を含みます。)、肺梗塞、慢性閉塞性肺疾患
	C1	喉頭がん、気管支喘息*、喘息性気管支炎 ※小児喘息、アレルギー性喘息を含みます。	気管支拡張症、慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎、急性気管支炎、咳喘息
	C2		アレルギー性鼻炎、慢性副鼻くう炎(蓄膿症を含みます。)、鼻中隔弯曲症
泌尿器・生殖器系の疾患	D0	腎孟腎炎(腎孟炎)、ネフローゼ(症候群)	腎炎(慢性腎臟炎、IgA腎症を含みます。)、腎周囲炎、腫腎、萎縮腎、尿毒症、腎不全、慢性膀胱炎、腎囊胞、水腎症、尿道狭窄
	D1	前立腺がん	前立腺肥大、前立腺炎
	D2	子宮がん、乳がん、卵巣がん	乳房の疾患、子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣囊腫、子宮頸部異形成、子宮内膜ポリープ(良性)、子宮頸管ポリープ(良性)、チョコレート囊胞、子宮筋腫症、子宮内膜症
	D3		尿路結石(腎臓結石、尿管結石、膀胱結石)
内分泌系の疾患	E0	糖尿病・高血糖症	
	E1		痛風
	E2		甲状腺機能亢進症(バセドウ病を含みます。)、甲状腺機能低下症、甲状腺炎、甲状腺腫・甲状腺腫瘍(良性)
血液・造血器系の疾患	F0	白血病、悪性リンパ腫	貧血、紫斑病
感染・寄生虫症	G0	結核(腎結核を除きます。)	
	G1		腎結核
	G2		伝染性肝炎、ウィルス性肝炎*
	G3		※A型・B型・C型肝炎は、G2とB1に重複して該当します。
	G4		細菌性心内膜炎
神経・感覚器系の疾患	H0	てんかん、パーキンソン病、多発性硬化症	髄膜炎、脳膜炎、自律神経失調症、インフルエンザ脳症
	H1	筋ジストロフィー症	神経炎、神経痛、顔面神経障害、手根管症候群、重症筋無力症、ギランバレー症候群
	H2		白内障、緑内障、黃斑変性症、その他の目の疾患
	H3		中耳炎(慢性中耳炎を含みます。)、乳様突起炎、メニエール病、突発性難聴、耳鳴症
筋・骨格系の疾患	J0	脊椎カリエス	脊椎の捻挫・骨折・腰痛・腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むち打ち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、後縦靭帯骨化症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症(ギックリ腰)
	J1	膠原病* ※ベーチェット病、全身性エリテマトーデス、強皮症、多発性筋炎・皮膚筋炎、結節性動脈周囲炎(結節性多発動脈炎)、混合性結合組織病、アレルギー性肉芽腫性血管炎(チャーブ・ストラウス症候群)、側頭動脈炎をいいます。	骨髓炎(急性化膿性骨髓炎を含みます。)、半月板損傷、ばね指(手指屈筋腱鞘炎)、特発性大腿骨頭壞死
	J2		骨関節炎、関節内障、変形性関節症
	K0		頭部外傷後遺症、脳挫傷
皮膚の疾患	L0		アトピー性皮膚炎、蜂窩織炎、帯状疱疹、粉瘤(アテローム)
新生物	M0	悪性新生物(がん)* ※上皮内新生物を含みます。	
職業病	N0		職業病
精神障害	P0	認知症、アルコール・薬物使用による精神障害、統合失調症、妄想性障害、躁うつ病等の気分障害、抑うつ状態、神経症性障害*、ストレス関連障害* ² 、摂食・睡眠障害、人格障害、詳細不明の精神障害 ※1不安障害を含みます。 ※2パニック障害、適応障害を含みます。	

【上記の疾病・症状一覧表に該当する疾病・症状がない場合 (事前にお問合わせください。)】

加入申込票の「特定疾病対象外欄」の「疾病コード・疾病・症状名」に疾病コード「R0」および具体的な「疾病・症状名(カタカナ)」をご記入ください。

ご記入された疾病・症状およびご記入された疾病・症状と医学上因果関係がある疾病・症状について保険金をお支払いしない条件でお引受けします。

なお、上記の疾病・症状一覧表に該当する疾病・症状がある場合は、必ず、上記の疾病・症状一覧表の該当する疾病・症状をご選択ください。

(例)「肺炎」の場合、具体的な疾病・症状名は記入せず、「肺炎」が区分される疾病コード「C01」を選択し、記入します。

『ケガと病気の補償プラン』のご案内

団体総合生活補償保険(MS&AD型)

- この保険制度でお申込となる方は日本鍼灸マッサージ協同組合の組合員本人、常勤役員および職員本人に限ります。
- ケガのプランの(本人コース)、ケガ+病気のプランで被保険者(補償の対象者)本人^(*)となる方の範囲は、以下のとおりです。
- ①日本鍼灸マッサージ協同組合の組合員本人
②①の家族(組合員の配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居の親族ならびに家事使用人)
③日本鍼灸マッサージ協同組合の常勤役員および職員本人
④③の家族(常勤役員および職員の配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居の親族)
- ケガのプランの(夫婦コース)で被保険者(補償の対象者)本人^(*)となる方の範囲は、日本鍼灸マッサージ協同組合の組合員本人、常勤役員および職員本人とそれとの配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹です。
- (*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

ケガのプラン

ケガによる入通院や手術などのリスクに備えます。

補償範囲

		ケガ			
		傷害死亡・後遺障害	傷害入院	傷害手術	傷害通院
具体例	事故によるケガで死亡	ケガによる入院	ケガによる手術	ケガによる通院	

ご加入時には、「払込金」の2か月分の金額をお振込みください。

〈本人コース〉 被保険者(補償の対象者) ▶ 加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方

1か月あたりの保険料+制度運営費(100円)=【払込金】

		本 人
		Tセット
	ケガで死亡または後遺障害が発生したとき	傷害死亡・後遺障害保険金額 ^(*)
	ケガで入院したとき	傷害入院保険金日額 <small>(入院1日目から補償)</small>
	ケガで手術を受けたとき	傷害手術保険金
	ケガで通院したとき	傷害通院保険金日額 <small>(通院1日目から補償)</small>
1か月あたりの払込金 (内、月払保険料)		470万円 5,000円 (支払限度日数180日) 入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍 3,000円 (支払限度日数90日) 2,000円 (1,900円)

〈夫婦コース〉 被保険者(補償の対象者) ▶ 加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方および配偶者

		本 人	配偶者
		T1セット	
	ケガで死亡または後遺障害が発生したとき	傷害死亡・後遺障害保険金額 ^(*)	30万円
	ケガで入院したとき	傷害入院保険金日額 <small>(入院1日目から補償)</small>	4,500円 (支払限度日数180日)
	ケガで手術を受けたとき	傷害手術保険金	入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍
	ケガで通院したとき	傷害通院保険金日額 <small>(通院1日目から補償)</small>	2,500円 (支払限度日数90日)
1か月あたりの払込金 (内、月払保険料)		2,000円 (1,900円)	

(*)傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。

◎前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

◎この被保険者の範囲は保険金支払事由発生時におけるものをいいます。

◎前年からご加入の皆さまについては、今回の募集においては自動継続加入の取扱いとさせていただきます。詳細はパンフレット24ページをご参照ください。

選べる2つのプランよりいずれかのプランをお選びください。

ケガ+病気のプラン

ケガの補償に加え病気による入院や手術などのリスクに備えます。

天災危険補償特約がセットされており、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガもお支払いの対象です。また、先進医療費用保険金補償特約がセットされており、先進医療による治療もお支払いの対象です！(ケガ・病気)

補償範囲

おすすめ！

	病気				ケガ				病気・ケガ 先進医療
	疾病入院	疾病手術	疾病通院(*)	疾病放射線治療	傷害入院	傷害手術	傷害通院	傷害死亡・後遺障害	
具体例	病気による入院 	病気による手術 	病気で入院し退院後に通院 	病気による放射線治療 	ケガによる入院 	ケガによる手術 	ケガによる通院 	事故によるケガで死亡 	ケガ・病気による先進医療治療 

(*)病気による入院を伴わない通院・入院前の通院は、補償の対象とはなりませんので、ご注意ください。

被保険者(補償の対象者) ▶ 加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方

1か月あたりの保険料+制度運営費(200円)=【払込金】

保険金額・保険金	ご加入時には、「払込金」の2か月分の金額をお振込みください。		人気No.1 本人			天災危険補償特約付		
			Aセット	Bセット	Cセット			
	病気やケガで入院したとき	入院1日目から補償	4,500円 (支払限度日数180日)	2,500円 (支払限度日数180日)	3,000円 (支払限度日数180日)			
1か月あたりの払込金(月払保険料・制度運営費)	病気やケガで手術を受けたとき	疾病手術保険金 傷害手術保険金	入院中の手術：傷害・疾病入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害・疾病入院保険金日額の5倍					
	病気で入院し退院後通院したとき	疾病通院保険金日額	2,000円 (支払限度日数90日)	1,000円 (支払限度日数90日)	1,500円 (支払限度日数90日)			
	ケガで通院したとき	通院1日目から補償 傷害通院保険金日額	2,000円 (支払限度日数90日)	1,000円 (支払限度日数90日)	1,500円 (支払限度日数90日)			
	ケガによる死または後遺障害が発生したとき	傷害死亡・後遺障害保険金額(*)	100万円	300万円	200万円			
	病気で放射線治療を受けたとき	疾病放射線治療保険金	疾病入院保険金日額の10倍					
	病気やケガで先進医療治療を受けたとき	先進医療費用保険金額	1,000万円					
	医師によりがん(悪性新生物)に罹患したことが診断され治療を開始したとき	がん診断保険金額	-			一時金 100万円		
年令は、保険始期日時点(2023年8月1日)での満年令となります。	年令	保険料	払込金	保険料	払込金	保険料	払込金	
	生後15日~4才	1,760円	1,960円	1,320円	1,520円	1,450円	1,650円	
	5~9才	1,630円	1,830円	1,250円	1,450円	1,370円	1,570円	
	10~14才	1,430円	1,630円	1,140円	1,340円	1,240円	1,440円	
	15~19才	1,430円	1,630円	1,140円	1,340円	1,240円	1,440円	
	20~24才	1,540円	1,740円	1,200円	1,400円	1,330円	1,530円	
	25~29才	1,710円	1,910円	1,290円	1,490円	1,530円	1,730円	
	30~34才	1,850円	2,050円	1,360円	1,560円	1,750円	1,950円	
	35~39才	1,890円	2,090円	1,390円	1,590円	1,940円	2,140円	
	40~44才	1,910円	2,110円	1,400円	1,600円	2,170円	2,370円	
	45~49才	2,130円	2,330円	1,520円	1,720円	2,630円	2,830円	
	50~54才	2,480円	2,680円	1,710円	1,910円	3,090円	3,290円	
	55~59才	3,000円	3,200円	1,990円	2,190円	4,150円	4,350円	
	60~64才	3,860円	4,060円	2,470円	2,670円	6,500円	6,700円	
	65~69才	5,400円	5,600円	3,320円	3,520円	8,770円	8,970円	
	70~74才	7,590円	7,790円	4,520円	4,720円	11,630円	11,830円	
	75~79才	11,960円	12,160円	6,930円	7,130円	14,830円	15,030円	
	継続のみ							

(*)傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。

○前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

○ご加入には、健康状況の告知が必要です。

○前年からご加入の皆さまについて、今回の募集においては自動継続加入の取扱いとさせていただきます。詳細はパンフレット24ページをご参照ください。

※先進医療費用保険金補償特約のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

団体総合生活補償保険(MS&AD型) 健康状況告知書質問事項

ご回答は加入申込票(32ページ掲載)の「健康状況告知書質問事項回答欄」、「特定疾病対象外欄」にご記入ください。

- 「健康状況告知書ご記入のご案内(11ページ)」をご覧のうえ、質問事項にご回答ください。
- 「団体総合生活補償保険(MS&AD型)」にお申し込みいただく際には、下記の質問事項につき正確にご回答ください。
この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いしないことがありますのでご注意ください。
- 下記の質問事項には、被保険者(補償の対象者)ご自身がお答えください。^(*)

(*) 告知時における被保険者の年令が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。

- 下表に記載がある傷害や疾病については下記質問1および質問2に関する告知は不要です。

〈告知対象外となる傷害・疾病一覧〉

現在治療中でも告知いただく必要のないもの	現在医師から次回通院、入院、手術、再検査等を指示されていなければ告知いただく必要のないもの
<ul style="list-style-type: none">●アレルギー性鼻炎[*]、花粉症[*]●アトピー性皮膚炎[*] <p>※入院中・入院歴あり・入院予定のものは、告知いただく必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none">●かぜ[*]、感冒[*]、インフルエンザ[*]※入院、手術のないものに限ります。
<ul style="list-style-type: none">●ケガ[*] <p>※ただし、10ページの「疾病・症状一覧表」の疾病コードJ0、J1、J2またはK0に該当するものは、告知いただく必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none">●10ページの「疾病・症状一覧表」の疾病コードJ0、J1、J2またはK0に該当するケガ●食中毒 ●歯の疾患 ●結膜炎 ●正常分娩

質問1 過去3か月以内に、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。(上記別表(告知対象外となる傷害・疾病一覧)記載の傷害や疾病等を除きます。)

質問2 次のいずれかに該当しますか。
①過去3年内に、病気またはケガにより、医師による手術、または初診から最終^(注1)までの期間が14日以上となる医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがある。(妊娠・分娩に伴う異常、帝王切開を含みます。上記別表(告知対象外となる傷害・疾病一覧)記載の傷害や疾病等を除きます。)
②これまでに、医師に悪性新生物(がん)^(注2)と診断されたことがある。

(注1)終診とは、医師から次回通院、入院、手術、再検査や投薬等の指示をされなくなったことをいいます。(治療の必要はないが、定期的に経過観察(診察・検査)の必要があると医師から指示を受けている状態は、終診には該当しません。)
(注2)上皮内新生物を含みます。

質問3 (満16才以上の女性のみお答えください。)
現在、妊娠していますか。



質問1または質問2のいずれか1つでも「はい」がある方は、10ページの「疾病・症状一覧表」の中で、該当する疾病・症状をご選択ください。^(注1)
〈選択された疾病・症状がA欄の疾病・症状に該当する場合〉

お引受けできません。

〈選択された疾病・症状がB欄の疾病・症状に該当する場合〉
特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でお引受けします。

●加入申込票の「該当疾病」欄の“B欄”に○印のうえ、該当する疾病コードを「特定疾病対象外欄」にご記入ください。(具体的な疾病・症状名の記載は不要です。)

●次の疾病・症状について保険金をお支払いしない条件でお引受けします。

- ①このコードに属するA・B欄すべての疾病・症状^(注2)
- ②上記①と医学上因果関係がある疾病・症状^(注3)

〈質問3に対する回答が「はい」の場合〉

「疾病・症状一覧表」の妊娠・出産にかかる疾患のうち、告知日時点における妊娠によるもの、およびこれと医学上因果関係がある疾病・症状^(注3)については保険金をお支払いしない条件でお引受けします。

●「特定疾病対象外欄」に“Q2”をご記入ください。

注1：疾病・症状名が判明しない場合は、疾病・症状名が判明するまではお引受けを見合わせさせていただきます。

注2：(例)不整脈による受診歴のため疾病コードA0を特定疾病対象外欄に記入して加入された方が、心筋梗塞になった場合、保険金をお支払いしません。

注3：(例)疾病コードA2を特定疾病対象外欄に記入して加入された方が、心筋梗塞(疾病コードA0)になり、この心筋梗塞と疾病コードA2に属する病気(高血圧症など)との間に医学上因果関係がある場合、保険金をお支払いしません。



質問1から質問3に対する回答に1つも「はい」が無い場合、
お引受けします。

〈ご注意〉特定疾病対象外欄への対象外となる疾病・症状等の記載の有無にかかわらず、普通保険約款およびセットされる特約により保険金をお支払いできない場合があります。詳細は募集パンフレットをご確認ください。

疾病・症状一覧表

加入申込票の「特定疾病対象外欄」に記入いただぐる疾病コードに属する疾病・症状は下表のとおりです。

分類	疾病コード	A欄	B欄
循環器系等の疾患	A0	心臓弁膜症*、心不全、狭心症、心筋梗塞、心室細動、急性冠症候群 ※僧帽弁・大動脈弁・肺動脈弁・三尖弁の狭窄症または閉鎖不全症をいい、僧帽弁逸脱症候群を含みます。	不整脈(心房細動、心房粗動、発作性心頻拍症、心室性頻拍症、洞不全症候群、完全房室ブロックを含みます。)、心臓喘息、冠状動脈硬化症、心筋症、心内膜炎(細菌性以外)、心房中隔欠損症
	A1	脳腫瘍、脳卒中(脳出血、脳梗塞(脳軟化)を含みます。)、くも膜下出血、脳血栓、脳塞栓	もやもや病、一過性脳虚血発作(TIA)、脳動静脈奇形(脳動静脈瘤)、頸動脈狭窄症
	A2		高血圧症、動脈硬化、動脈瘤(動脈解離を含みます。)、静脉瘤
	A3		リウマチ性心疾患、リウマチ(関節・筋肉)
	A4		低血圧症
消化器系の疾患	B0	胃がん、腸がん、食道がん、大腸がん	急性胃炎、慢性胃炎、胃下垂、胃・十二指腸潰瘍、大腸炎、虫垂炎、イレウス(腸閉塞)、急性胃粘膜病変、憩室炎(憩室症)、そけいヘルニア、腹壁ヘルニア、胃・腸・食道ポリープ(良性)、胃腸炎、胃腺腫、大腸腺腫、腸重積、腹膜炎、嘔吐下痢症、クローン病、潰瘍性大腸炎、過敏性腸症候群
	B1	肝臓がん、肝硬変	黄疸、肝機能障害、肝肥大、急性肝炎、慢性肝炎、脂肪肝 ※伝染性肝炎、ウイルス性肝炎はB1ではなくG2に該当します。ただし、ウイルス性肝炎のうち、A型・B型・C型肝炎は、B1とG2に重複して該当します。
	B2	胆道がん	胆石症、胆囊炎、総胆管結石、胆囊腺筋症、胆囊ポリープ(良性)、胆管炎
	B3	脾臓がん	急性脾炎、慢性脾炎、脾石症、脾腫、脾のう胞
	B4		痔、痔ろう、脱肛、肛門周囲膿瘍
	B5		歯の支持組織の疾患、その他の歯の疾患
呼吸器系の疾患	C0	肺がん	肺炎、肺気腫、肺線維症、塵肺症、胸膜炎(肋膜炎)、肺囊胞症、自然気胸、中葉症候群、肺化膿症(肺膿瘍を含みます。)、肺梗塞、慢性閉塞性肺疾患
	C1	喉頭がん、気管支喘息*、喘息性気管支炎 ※小児喘息、アレルギー性喘息を含みます。	気管支拡張症、慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎、急性気管支炎、喘息
	C2		アレルギー性鼻炎、慢性副鼻くう炎(蓄膿症を含みます。)、鼻中隔弯曲症
泌尿器・生殖器系の疾患	D0	腎孟腎炎(腎孟炎)、ネフローゼ(症候群)	腎炎(慢性腎臟炎、IgA腎症を含みます。)、腎周囲炎、腫腎、萎縮腎、尿毒症、腎不全、慢性膀胱炎、腎囊胞、水腎症、尿道狭窄
	D1	前立腺がん	前立腺肥大、前立腺炎
	D2	子宮がん、乳がん、卵巣がん	乳房の疾患、子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣嚢腫、子宮頸部異形成、子宮内膜ポリープ(良性)、子宮頸管ポリープ(良性)、チヨコレート囊胞、子宮腺筋症、子宮内膜症
	D3		尿路結石(腎臓結石、尿管結石、膀胱結石)
内分泌系の疾患	E0	糖尿病・高血糖症	
	E1		痛風
	E2		甲状腺機能亢進症(バセドウ病を含みます。)、甲状腺機能低下症、甲状腺炎、甲状腺腫・甲状腺腫瘍(良性)
血液・造血器系の疾患	F0	白血病、悪性リンパ腫	貧血、紫斑病
感染・寄生虫症	G0	結核(腎結核を除きます。)	
	G1		腎結核
	G2		伝染性肝炎、ウイルス性肝炎* ※A型・B型・C型肝炎は、G2とB1に重複して該当します。
	G3		細菌性心内膜炎
	G4		淋病、梅毒、その他の性病
神経・感覚器系の疾患	H0	てんかん、パーキンソン病、多発性硬化症	髄膜炎、脳膜炎、自律神経失調症、インフルエンザ脳症
	H1	筋ジストロフィー症	神経炎、神経痛、顔面神経障害、手根管症候群、重症筋無力症、ギランバレー症候群
	H2		白内障、緑内障、黄斑変性症、その他の目の疾患
	H3		中耳炎(慢性中耳炎を含みます。)、乳様突起炎、メニエール病、突発性難聴、耳鳴症
筋・骨格系の疾患	J0	脊椎カリエス	脊椎の捻挫・骨折・腰痛・腰部捻挫・椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むち打ち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、後縦靭帯骨化症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症(ギックリ腰)
	J1	膠原病* ※ペーチェット病、全身性エリテマトーデス、強皮症、多発性筋炎、皮膚筋炎、結節性動脈周囲炎(結節性多発動脈炎)、混合性結合組織病、アレルギー性肉芽腫性血管炎(チャーチ・ストラウス症候群)、側頭動脈炎をいいます。	骨髄炎(急性化膿性骨髄炎を含みます。)、半月板損傷、ばね指(手指屈筋腱腱鞘炎)、特発性大腿骨頭壊死
	J2		骨関節炎、関節内障、変形性関節症
外傷後遺症	K0		頭部外傷後遺症、脳挫傷
皮膚の疾患	L0		アトピー性皮膚炎、蜂窩織炎、帯状疱疹、粉瘤(アテローム)
新生物	M0	悪性新生物(がん)* ※上皮内新生物を含みます。	
職業病	N0		職業病
精神障害	P0	認知症、アルコール・薬物使用による精神障害、統合失調症、妄想性障害、躁うつ病等の気分障害、抑うつ状態、神経症性障害* ¹ 、ストレス関連障害* ² 、摂食・睡眠障害、人格障害、詳細不明の精神障害 ※1 不安障害を含みます。 ※2 パニック障害、適応障害を含みます。	
	Q1 ^(注)		妊娠及び産褥の中毒症、早産、流産、分娩及び産褥の敗血症、分娩の合併症、その他の妊娠・出産に関わる疾病
妊娠・出産にかかる疾患	Q2 ^(注)		上記<Q1>の疾病・症状のうち、告知日時点における妊娠によるもの

(注)「Q1」は質問1または質問2①に該当する場合に、「Q2」は質問3に該当する場合に、それぞれご記入ください。

【上記の疾病・症状一覧表に該当する疾病・症状がない場合 (事前にお問合わせください。)】

加入申込票の「特定疾病対象外欄」の「疾病コード・疾病名称」に疾病コード「R0」および「具体的な疾病・症状名(カタカナ)」をご記入ください。

ご記入された疾病・症状およびご記入された疾病・症状と医学上因果関係がある疾病・症状について保険金をお支払いしない条件でお受けします。

なお、上記の疾病・症状一覧表に該当する疾病・症状がある場合は、必ず、上記の疾病・症状一覧表の該当する疾病・症状をご選択ください。

(例)「肺炎」の場合、具体的な疾病・症状名は記入せず、「肺炎」が区分される疾病コード「C0」を選択し、記入します。

事故情報に関するご案内

保険会社に通知された事故情報は、日本鍼灸マッサージ協同組合・相談室へ提供いたします。これにより相談室から皆さまへの寄り添ったアドバイスが可能になります。

事故情報の協同組合・相談室への提供をご了解いただけない場合は、本制度にご加入いただけません。

団体総合生活補償保険(MS&AD型) 健康状況告知書ご記入のご案内(必ずお読みください)

以下の注意点を読んで、加入申込票(32ページ)の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

＜継続加入の場合で、保険責任を加重^(*)することなく継続いただく場合には、あらためて健康状況を告知いただく必要はありません。＞

(*) 保険金額の増額等、疾病にかかわる補償を拡大することをいいます。

1.健康状況告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身が、ありのままを正確に漏れなくお答えください。

(注) 告知時における年令が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。

2.正しく告知されなかった場合の取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3.書面によるご回答のお願い

・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。

・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いします。

4.「健康状況告知書質問事項」に該当される場合

「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入のお引受について次の取扱いとさせていただきます。

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	次のいずれかとなります。
がん診断保険金補償 (待機期間不設定型) 特約	①特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受します。この場合でも、特定の疾病・症状群に該当しないものは、「6. 保険期間の開始前の発病等の取扱い」が適用されます。 ②ご加入はお引受できません。
先進医療費用 保険金補償特約	

5.現在の契約を解約・減額し、新たにご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。

現在の契約を解約・減額し、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にお答えいただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入できなかったり、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受することができます。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなることがあります。

6.保険期間の開始前の発病等の取扱い

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時 ^{(*)1} より前に発病した病気 ^{(*)2} については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日 ^{(*)3} からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることができます。
先進医療費用 保険金補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時 ^{(*)1} より前に被ったケガまたは発病した病気 ^{(*)2} については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることができます。
がん診断 保険金補償 (待機期間不設定型) 特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時 ^{(*)1} より前に発病したがん(悪性新生物) ^{(*)4} ^{(*)5} については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、がんを発病した時が、医師によってがんと診断された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることができます。

(*)1 同一の保険金を補償するセットを継続加入される場合は、継続加入してきた最初のその保険金を補償するセットのご加入時をいいます。

(*)2 その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

(*)3 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

(*)4 転移したがんを含みます。転移したがんとは、原発巣(最初にがんが発生した場所をいいます。)と同じであると診断されたがんをいい、そのがんと同じ部位に再発したがんを含みます。

(*)5 そのがんと医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

7.その他ご留意いただく点

・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。

・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続をご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	継続時に、あらためて健康状況の告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。
先進医療費用保険金補償特約 がん診断保険金補償 (待機期間不設定型) 特約	【ご注意】 ◎現在の健康状況等によっては、継続加入できなかったり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加・変更されたりすることがあります。 ◎特約によっては、新たな告知内容に応じた条件で継続いただいた場合でも、保険金のお支払額は、発病等時点の保険契約の条件で算出した金額となることがあります。 ◎保険期間の中途で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。

先進医療について

ケガ+病気のプランに先進医療費用保険金補償特約がセットされています。そもそも、『先進医療』とはなんなのでしょうか？

先進医療とは、大学病院等の医療機関で研究・開発された最新の医療技術の中で、安全性と治療効果を確保したうえで、一般的な保険診療との併用(混合診療)が認められたものです。たとえばがん組織ヘビンポイントで照射する重粒子線や陽子線を使った粒子線治療は、体への負担が少なく治療効果が見込めます。

診察・検査等一般の保険診療と共に通する部分は公的医療保険制度の対象(保険診療)になりますが、先進医療にかかる費用は全額自己負担(保険外診療)です(先進医療の技術料のみをいい)、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金を除きます)。しかし粒子線治療の平均費用自安^(注)は重粒子線治療は約316万円、陽子線治療は約269万円といわれており、非常に高額です。

また、先進医療を実施している医療機関は限られています。

治療費に加え、先進医療を実施している医療機関への交通費・宿泊費の負担も見逃すことができません。

このように先進医療は高額な費用がかかる場合がありますが、治療の選択肢として備えておきたいものです。

(注)令和4年12月8日「第117回先進医療会議」をもとに三井住友海上火災が試算しています。

<ご注意>

- 医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、お支払対象外となります。
- お支払対象となる医療技術、医療機関および適応症等が追加される場合があります。
この特約の保険期間中に、新たに厚生労働大臣の承認を得て先進医療の対象となった医療技術等は先進医療費用保険金のお支払対象となります。
- 医療技術、医療機関および適応症によっては、将来的にお支払対象外となる場合があります。
一般的の保険診療への導入や承認取消等の事由によって受療された日現在で「先進医療」に該当していない場合、先進医療費用保険金のお支払対象となりません。したがって、ご加入時に対象となっていた医療技術、医療機関および適応症であってもお支払対象外となる可能性があります。
- 先進医療の種類および実施医療機関については厚生労働省のホームページでご確認ください。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。
「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由(主契約、セッティングしている特約を含みます)
保険金額(ご契約金額)
保険期間(保険のご契約期間)
保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。
右記の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

ご継続の方のみのプラン(新規加入はできません。)

ケガで死亡または後遺障害が発生したとき	傷害死亡・後遺障害保険金額	Sセット			S1セット		
		本人	本人	配偶者	本人	本人	配偶者
ケガで入院したとき	入院1日目から補償	傷害入院保険金日額	5,000円	4,000円	3,000円	3,000円	2,000円
ケガで手術を受けたとき		傷害手術保険金	入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍				
ケガで通院したとき	通院1日目から補償	傷害通院保険金日額	3,000円	2,000円	1,500円	1,500円	1,000円
法律上の損害賠償責任を負われたとき	国内訴訟交渉サービス付	日常生活賠償保険金額*	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
月払保険料			1,510円			1,750円	

◎前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

◎前年からご加入の皆さまについては、今回の募集においては自動継続加入の取扱いとさせていただきます。詳細はパンフレット24ページをご参照ください。

※日常生活賠償特約のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約)にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

＜所得補償プラン＞ 補償内容のご説明

※印を付した用語については、14ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償 保険 ☆骨髄採取手術に伴う入院補償特約セット ☆保険期間開始前の発病の取扱いの変更に関する特約セット	保険期間中に、ケガ [*] 、病気 [*] または骨髄採取手術 [*] により就業不能 [*] となり、その状態が免責期間 [*] (4日)を超えて継続した場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 保険金額 × 就業不能期間[*]の月数^(*) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> + 保険金額 × 就業不能期間のうち1か月に満たない期間の日数 30 </div> <p>(*) 1か月単位とし、1か月に満たない期間は切り捨てます。</p> <p>(注1) 保険金額が被保険者の平均月間所得額[*]を超えている場合には、平均月間所得額を保険金額として保険金のお支払額を計算します。</p> <p>(注2) 原因または発生した時が異なる複数のケガ[*]または病気[*]により就業不能期間が重複した場合は、その重複する期間に対して保険金を重ねてはお支払いしません。</p> <p>(注3) 补償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ[*]や病気[*] ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病気 ●麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナーなどの使用によるケガや病気 ●自動車等[*]の無資格運転または酒気帯び運転[*]中のケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガや病気 ●戦争、その他の変乱[*]、暴動によるケガや病気(テロ行為によるケガや病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガや病気 ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群[*]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの[*] ●健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気^(*)やケガ(加入者証等に記載されます)などによる就業不能[*] ●精神障害^(*)を被り、これを原因として発生した就業不能 ●妊娠または出産による就業不能 ●骨髄採取手術[*]による就業不能となった時が、骨髄採取手術に伴う入院補償特約をセットした最初のご加入日からその日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時より前である場合 <p>(注) ご加入をお受けした場合でも、保険期間の開始時^(*)より前に発病[*]した病気^(*)または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。ただし、就業不能を補償するご契約に継続加入された場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が、就業不能となった日からご加入の継続する期間を越及して1年以前であるときは保険金をお支払いします。</p> <p>(*1) その病気と医学上因果関係がある病気[*]を含みます。</p> <p>(*2) 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。</p> <p><お支払対象外となる精神障害の例> 認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、人格障害、気分障害、知的障害、など</p> <p>(*3) 就業不能を補償するご契約に継続加入された場合は、継続加入了最初のご契約の保険期間の開始時をいいいます。</p>

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
無事故戻しに関する規定の不適用特約(自動セット)	保険期間が満了した場合で、保険期間中に保険金をお支払いする就業不能*が発生しなかったときでも、無事故戻し保険料をお支払いしません。

(☆)【再度就業不能*となった場合の取扱い】

免責期間*を超える就業不能の終了後、就業不能が終了した日からその日を含めて6ヶ月を経過する日までに、その就業不能の原因となったケガ*または病気*によって再度就業不能になった場合には、前の就業不能と後の就業不能をあわせて「同一の就業不能」として取り扱います。

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】就業不能*を補償するご契約に継続加入の場合で、ケガ*の原因となった事故発生の時または病気(*)を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。

①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。

(*)就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。

※印の用語のご説明

●「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。

●「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

●「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

●「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。

●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。

「急激」とは、「事故が突然的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。

「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。

「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。

「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。

①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒

(*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状は含みません。

●「骨髄採取手術」とは、組織の機能に障害がある方に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一となる自家移植の場合は含みません。

●「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

●「就業不能」とは、被保険者がケガ*または病気*を被り、入院*していることまたは治療*を受けている(就業不能の原因が骨髄採取手術*の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、加入者証等記

載の業務に全く従事できない状態をいいます。なお、ケガまたは病気によって死亡された後、あるいはケガまたは病気が治癒した後は就業不能に含みません。

●「就業不能期間」とは、てん補期間*内における被保険者の就業不能*の日数(就業不能の原因が骨髄採取手術*の場合は、就業不能の日数に4日を加えた日数)をいいます。

●「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。

●「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

●「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

●「てん補期間」とは、引受保険会社が保険金を支払う限度日数で、就業不能*が開始した日からその日を含めた一定の期間(加入者証等記載の期間をいいます。)をいいます。

●「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。

●「発病」とは、医師*が診断(*)した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。(※)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

●「病気」とは、被保険者が被ったケガ*以外の身体の障害をいいます。

●「平均月間所得額」とは、被保険者が就業不能*となる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により調整を行います。

●「免責期間」とは、就業不能*開始から起算して、継続して就業不能である一定の期間(加入者証等記載の期間をいいます。)をいい、就業不能の状態がこの期間を超えて継続しなかった場合は、保険金をお支払いしません。ただし、骨髄採取手術*による就業不能の場合には免責期間を適用しません。

ご加入にあたっての注意事項<所得補償プラン>

●この保険は日本鍼灸マッサージ協同組合が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払いこまなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

<保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>

●保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続きにつきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

<保険金支払いの履行期>

●引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^{(*)1}をご提出をいただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^{(*)2}を終えて保険金をお支払いします。^{(*)3}

(*)1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(*)2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(*)3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

●被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- 引受保険会社所定の保険金請求書 •引受保険会社所定の同意書
 - 事故原因・損害状況に関する資料
 - 被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写) 等)
 - 引受保険会社所定の診断書 •診療状況申告書
 - 公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書 •死亡診断書
 - 他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類
 - 休業・所得証明書 •所得を証明する書類(源泉徴収票、確定申告書 等)
- 事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

<代理請求人について>

●高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者^(*)または「上記②以外の3親等内の親族」

(*)法律上の配偶者に限ります。

●この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

●保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。

●引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

●柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、就業不能期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

●ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>

●引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返り金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

●損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

保険金・解約返り金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

<税法上の取扱い>(2023年4月現在)

●払い込んでいただく保険料は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。

(注)なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランス グループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することができます。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することができます。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

重要事項のご説明

契約概要のご説明 所得補償プラン(所得補償保険)

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)がケガまたは病気により就業不能となられた場合に被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者としてご加入いただける方	現在働いて収入を得ている方で、保険期間開始時点で満20才以上満69才以下の方かつ健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。なお、継続加入に限り満79才までご加入いただけます。(詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。)
被保険者の範囲	加入申込票の被保険者欄記載の方

(2)補償内容

保険金をお支払いする場合はパンフレット13~14ページのとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

パンフレット13~14ページをご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

パンフレット13~14ページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約およびその概要

パンフレット13~14ページをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4)保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5)引受条件

所得補償保険金額は、被保険者(補償の対象者)が加入されている高額療養費制度等の公的医療保険制度の給付内容をご勘査いただいたうえで、平均月間所得額の範囲内で適正となるよう、ご加入時に設定いただきます(就業不能にかかわらず得られる役員報酬、年金、利子、配当、不動産賃貸料などは平均月間所得額に含めることはできません。)。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレット1ページの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

また、所得補償保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払いできません。

2. 保険料

保険料は保険金額・年令・お仕事の内容・免責期間・てん補期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

パンフレット表紙をご参照ください。分割払の場合には、払回数により、保険料が割増となっています。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することができます。「注意喚起情報のご説明」の「7.解約と解約返れい金」をご参照ください。

6. 無事故戻し返れい金

無事故戻しは行いません(無事故戻しに関する規定の不適用特約が自動セットされます。)。

注意喚起情報のご説明 所得補償プラン(所得補償保険)

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は日本鍼灸マッサージ協同組合が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

■被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①被保険者の「職業・職務」
 - ②他の保険契約等^(*)に関する情報
- (*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
- ③被保険者の「生年月日」、「年令」
 - ④被保険者の健康状況告知

【健康状況告知について】

・被保険者(補償の対象者)の健康状況に関する質問事項(健康状況告知書質問事項)に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」に、必ず被保険者本人ご自身でご記入のうえ、「健康状況告知書質問事項回答欄」にご署名ください。

・健康状況告知の内容によってはご加入をお引受けできない場合、または特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしないことを条件にお引受けする場合がありますのであらかじめご了承ください。

・ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時^{(*)1}より前に発病した病気^{(*)2}(発病日は医師の診断^{(*)3}によります。)または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。このお取扱い^{(*)4}は、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることができます。

(*)1 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。

(*)2 就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含みます。

(*)3 人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

(*)4 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご契約した場合の特定の疾病・症状群に該当しないものについても例外ではありません。

(2) 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

■ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることができますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ・加入者証記載の職業・職務を変更した場合

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

(3) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求歴欄にその内容を必ず記入してください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金の受取人は、普通保険約款・特約に定めております。
■ご加入後、直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、代理店・扱者または引受保険会社へご連絡ください。将来に向かって、保険金額を、通知する直前の12か月における被保険者の所得の平均月間額まで減額することができます。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、保険契約者との別段の同意があるときを除き、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求めることがあります。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。

(*)保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客様へ

補償内容が同様の保険契約(所得補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されます。一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、加入の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注) 1 契約のみご加入した場合、ご加入を解約したときや、状況の変化により被保険者が補償の対象外となったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主なご契約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
所得補償保険	他の所得補償保険

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット表紙記載の方法により払込みください。パンフレット表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレット13~14ページをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。

②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。

④上記のほか、①~③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込み猶予期間等の取扱い

保険料は、パンフレット表紙記載の方法により払込みください。パンフレット表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできることあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

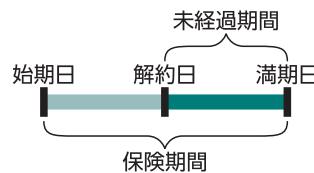
6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合、または、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業不能の原因となったケガや病気以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなった場合もしくは従事できなくなった場合には、この保険契約は失効となります。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返り金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- 脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返り金を返還させていただきます。ただし、解約返り金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきます。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレット15ページをご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

パンフレット15ページをご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約・減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約・減額などをされる場合の不利益事項

- 多くの場合、現在のご契約の解約返り金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返り金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2) 新たな保険契約(所得補償保険)をお申込みされる場合のご注意事項

- 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお受けできない場合や、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお受けする場合があります。
- 新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始時より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- 新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年令により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- 新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定期率・予定期死率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

この保険商品に関するお問合わせは

【代理店・扱者】

エル・クリエートシステム株式会社 **TEL:043-248-0622**

三井住友海上へのご相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客様デスク」 **0120-632-277(無料)**

「チャットサポートなどの各種サービス」

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

こちらからアクセスできます。



万一、ケガをされたり、病気になられた場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。
日本鍼灸マッサージ協同組合(相談室)

ハリキューアイヤロ

フリーダイヤル:0120-89-1186(無料)

TEL:03-3358-6363 FAX:03-6380-6032

または

24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189(無料)

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただき、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル (全国共通・通話料有料)] **0570-022-808**

- 受付時間 [平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- 携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- おかげ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

＜ケガと病気の補償プラン＞補償内容のご説明

※印を付した用語については、23ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金 ★傷害補償 (MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(A・B・Cセットには天災危険補償特約がセットされているため、支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●23ページの「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●23ページの「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ
傷害保険金 ★傷害補償 (MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	傷害入院保険金日額】×【傷害入院の日数】 (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 <ul style="list-style-type: none"> ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(1,095日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	<ul style="list-style-type: none"> ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●23ページの「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●23ページの「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ
傷害手術保険金 ★傷害補償 (MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、傷害入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に手術*を受けられた場合	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ①入院*中に受けた手術の場合 【傷害入院保険金日額】×【10】 ②①以外の手術の場合 【傷害入院保険金日額】×【5】 (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 <ul style="list-style-type: none"> ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなりました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●23ページの「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●23ページの「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ <p>など</p> <p>(注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。</p>
傷害通院保険金 ★傷害補償 (MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギブス等*を常に装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。	傷害通院保険金日額】×【傷害通院の日数】 (注1) 傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 <ul style="list-style-type: none"> ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(90日)に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	<ul style="list-style-type: none"> ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(A・B・Cセットには天災危険補償特約がセットされているため、支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●23ページの「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●23ページの「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照	保険期間の開始後 ^(*) に発病 [*] した病気 [*] のため、保険期間中に入院 [*] された場合(以下、この状態を「疾病入院」といいます。) (*)病気を補償するセットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	疾病入院保険金日額 ^[] ×[疾病入院の日数] (注1)疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間 [*] (1,095日)が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・1回の疾病入院 [*] について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数 [*] (180日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2)疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気 [*] を発病 [*] された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気 [*] ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害 ^(*) およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱 [*] 、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付競争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ^{(*)2} ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気 ^{(*)2} ●妊娠または出産(「療養の給付」等 ^{(*)3})の対象となるべき期間については、保険金をお支払いします。 ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群 [*] 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの [*] ●健康状況告知のご回答等により補償対象とする病気 ^{(*)4} (加入者証等に記載されます。) (注)保険期間の開始時 ^{(*)5} より前に発病 [*] した病気 ^{(*)4} については保険金をお支払いしません。 ただし、病気を補償するセットに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院 [*] を開始された日 ^{(*)6} からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*)1「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたものの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。)のセット後の内容となります。) <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存など (*)2これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (*)3公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 (*)4その病気と医学上因果関係がある病気 [*] を含みます。 (*)5病気を補償するセットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*)6疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
疾病保険金	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気 [*] の治療 [*] のために疾病入院保険金の支払対象期間 [*] (1,095日)中に手術 [*] を受けられたとき。 ②保険期間の開始後 ^(*) に発病 [*] した病気の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合 (*)病気を補償するセットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術 [*] について、次の額をお支払いします。 ①入院 [*] 中に受けた手術の場合 疾病入院保険金日額 ^[] ×[10] ②①以外の手術の場合 疾病入院保険金日額 ^[] ×[5] (注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療 [*] 過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気 ^{(*)2} ●妊娠または出産(「療養の給付」等 ^{(*)3})の対象となるべき期間については、保険金をお支払いします。 ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群 [*] 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの [*] ●健康状況告知のご回答等により補償対象とする病気 ^{(*)4} (加入者証等に記載されます。) (注)保険期間の開始時 ^{(*)5} より前に発病 [*] した病気 ^{(*)4} については保険金をお支払いしません。 ただし、病気を補償するセットに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院 [*] を開始された日 ^{(*)6} からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*)1「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたものの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。)のセット後の内容となります。) <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存など (*)2これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (*)3公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 (*)4その病気と医学上因果関係がある病気 [*] を含みます。 (*)5病気を補償するセットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*)6疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
疾病放射線治療保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気 [*] の治療 [*] のために疾病入院保険金の支払対象期間 [*] (1,095日)中に放射線治療 [*] を受けられたとき。 ②保険期間の開始後 ^(*) に発病 [*] した病気の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合 (*)病気を補償するセットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の放射線治療 [*] について、次の額をお支払いします。 疾病入院保険金日額 ^[] ×[10] (注1)同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2)疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。	●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気 ^{(*)2} ●妊娠または出産(「療養の給付」等 ^{(*)3})の対象となるべき期間については、保険金をお支払いします。 ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群 [*] 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの [*] ●健康状況告知のご回答等により補償対象とする病気 ^{(*)4} (加入者証等に記載されます。) (注)保険期間の開始時 ^{(*)5} より前に発病 [*] した病気 ^{(*)4} については保険金をお支払いしません。 ただし、病気を補償するセットに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院 [*] を開始された日 ^{(*)6} からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*)1「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたものの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。)のセット後の内容となります。) <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存など (*)2これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (*)3公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 (*)4その病気と医学上因果関係がある病気 [*] を含みます。 (*)5病気を補償するセットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*)6疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病通院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照	疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気 [*] の治療 [*] のため、通院 [*] された場合(以下、この状態を「疾病通院」といいます。)	<p>【疾病通院保険金日額】×【疾病通院の日数】</p> <p>(注1) 疾病通院の日数には以下の日数を含みません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間[*](180日)が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間(1,095日)内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ・1回の疾病入院[*]について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が疾病通院保険金の支払限度日数[*](90日)に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 <p>(注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。</p> <p>(注3) 疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気[*]を発病[*]した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。</p> <p>(注4) 疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気[*]を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。</p>	(前ページ疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。)
がん診断保険金 ★がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	<p>医師[*]によって、病理組織学的所見(生検)により特約記載のがん(悪性新生物)[*]に罹患したことが診断され、治療[*]を開始された場合(保険期間中にがんと診断された場合に限ります。)</p> <p>(注1) 病理組織学的所見(生検)が得られない場合、他の所見による診断も認めることがあります。</p> <p>(注2) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】</p> <p>がん診断保険金を補償するセットに継続加入の場合で、被保険者ががん(悪性新生物)^(*)を発病[*]した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。</p> <p>①がん(悪性新生物)^(*)を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>②この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、がん(悪性新生物)^(*)を発病した時が、がん診断時の属する日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。</p> <p>(*)がん(悪性新生物)と医学上因果関係がある病気[*]を含みます。</p>	<p>【がん診断保険金額の全額】</p> <p>(注1) 保険期間中1回に限ります。</p> <p>(注2) 被保険者が医師[*]から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。なお、被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)が被保険者に代わって保険金を請求することができます。</p>	<p>疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」((注)を除きます。)のほか、次の場合は保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●がん診断時が、この保険契約の始期日^(*)より前の場合 ●既に保険金をお支払いしたがんの再発・転移によるがん(既に保険金をお支払いしたがんと同じ部位に再発したがんを含みます。) <p>など</p> <p>(*)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の始期日をいいます。</p>
先進医療費用保険金 ★先進医療費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	<p>ケガ[*]または病気[*]の治療[*]のため、保険期間中に日本国内において先進医療^(*)を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。</p> <p>(注) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】</p> <p>先進医療に伴う費用を補償するセットに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気^(*)を発病[*]した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。</p> <p>①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p>	<p>被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。</p> <p>ア. 先進医療に要する費用^(*)</p> <p>イ. 先進医療を受けるための病院等との間の交通費(転院、退院のための交通費を含みます。)</p> <p>ウ. 先進医療を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度)</p> <p>(*)先進医療を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分をいい、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいいます。</p> <p>(注1) 加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。</p> <p>(注2) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額が限度となります。</p> <p>(注3) 补償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p>傷害保険金および疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の(注)を次のとおり読み替えます。</p> <p>(次ページへつづく)</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
先進医療費用保険金 ★先進医療費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	<p>(前ページからのつづき)</p> <p>②この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気^{(*)2}を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。</p> <p>(*1)「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療[*]とともに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般的の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。</p> <p>(*2)先進医療の原因となった病気と医学上因果関係がある病気[*]を含みます。</p>		<p>(前ページからのつづき)</p> <p>(注)保険期間の開始時^{(*)5}より前に被ったケガまたは発病[*]した病気^{(*)4}については保険金をお支払いしません。</p> <p>ただし、先進医療に伴う費用を補償するセットに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。</p> <p>(*4)その病気と医学上因果関係がある病気[*]を含みます。</p> <p>(*5)先進医療に伴う費用を補償するセットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p>
日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約	<p>①保険期間中の次のア、またはイの偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負わされた場合</p> <p>②日本国内において保険期間中の次のア、またはイの偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等^{(*)1}を運行不能^{(*)2}にさせ、法律上の損害賠償責任を負わされた場合</p> <p>ア. 本人の居住の用に供される住宅^{(*)3}の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故</p> <p>(*1)電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。</p> <p>(*2)正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。</p> <p>(*3)敷地内の動産および不動産を含みます。</p> <p>(注)被保険者の範囲は、本人、配偶者[*]、同居の親族および別居の未婚[*]の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。</p>	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額] + [判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金] - [被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額] - [免責金額[*](0円)]</p> <p>(注1)1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。</p> <p>(注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。</p> <p>(注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。</p> <p>(注4)日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引き受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。</p> <p>(注5)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者またはこれの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族[*]に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用者(家事使用者を除きます。)が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等[*]の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱[*]、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 <p>など</p>

補償対象外となる運動等／補償対象外となる職業

1.補償対象外となる運動等

山岳登はん^{(*)1}、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^{(*)2}操縦^{(*)3}、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^{(*)4}搭乗、ジャイロプレーン搭乗

その他これらに類する危険な運動
(*)1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。

(*)2)グライダーおよび飛行船は含みません。

(*)3)職務として操縦する場合は含みません。

(*)4)モーターハンギングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラグライダー等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

2.補償対象外となる職業

オートエスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます)、力士

その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

(☆) 疾病保険金(疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金)

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

病気^{*}を補償するセットに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院^{(*)1}の原因となった病気^{(*)2}を発病^{*}した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。

①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病気^{(*)2}を発病した時が、その病気による入院^{(*)1}を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

(*)1) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

(*)2) 疾病入院^{(*)1}の原因となった病気と医学上因果関係がある病気^{*}を含みます。

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 (自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱 [*] 、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
天災危険補償特約 (A・B・Cセット)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ [*] のときも、傷害保険金をお支払いします。 同様の取扱いとなる保険金 ・先進医療費用保険金
夫婦型への変更に関する特約 (T1・S1セット)	被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者の範囲」に記載のとおり変更します。

※印の用語のご説明

●「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気^{*}をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。

●「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

●「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

●「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気^{*}(これと医学上因果関係がある病気^{*}を含みます)によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。

●「がん(悪性新生物)」には、上皮内新生物を含みます。

●「ギプス等」とは、ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するものの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギブスと同程度の安静を保つために用いるものをいい)、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。

●「競技等」とは、競技、競争、興行^(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるもの含みます。

(*)いわゆるものそのための練習を含みます。

●「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。

●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外來の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは、「事故が突然的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。

「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。

「外來」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。

「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急速に発生する中毒症状^(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みます。

①細菌性食中毒

②ウイルス性食中毒

(*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。

●「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。

・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱

・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギブス等^{*}の固定具を装着した場合に限ります。

・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギブス等の固定具を装着した場合に限ります。

●「後遺障害」とは、治療^{*}の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能的重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの^{*}を除きます。

●「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

●「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

●「支払限度日数」とは、支払対象期間^{*}内において、支払いの限度となる日数をい、それについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称

・傷害入院保険金・傷害通院保険金・疾病入院保険金・疾病通院保険金

●「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院^{*}が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称

・傷害入院保険金・傷害通院保険金・疾病入院保険金・疾病通院保険金

●「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等^{*}を運転することをいいます。

●「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。

①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^{(*)1}。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非覗鏡的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。

②先進医療^{*}に該当する診療行為^{(*)2}

(*)1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。

(*)2)②の診療行為は、治療^{*}を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

●「乗用具」とは、自動車等^{*}、モーターボート(水上オートバイを含みます)、ゴーカート・スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。

●「親族」とは、6親等内の血族、配偶者^{*}および3親等内の姻族をいいます。

●「先進医療」とは、手術^{*}または放射線治療^{*}を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般的の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。

●「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

●「治療」とは、医師^{*}が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

●「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療^{*}を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。

●「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。

●「入院」とは、自宅等での治療^{*}が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師^{*}の管理下において治療に専念することをいいます。

●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

●「発病」とは、医師^{*}が診断^{(*)1}した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。

(*)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

●「病気」とは、被保険者が被ったケガ^{*}以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガ^{*}については、病気として取り扱います。

●「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。

①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為^{(*)1}。

②先進医療^{*}に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為

(注)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

●「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

●「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

ご加入にあたっての注意事項＜ケガと病気の補償プラン＞

●この保険は日本鍼灸マッサージ協同組合が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

●ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>

・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返りい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

【病気の補償】

保険金・解約返りい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

【ケガの補償】

保険金・解約返りい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

【上記以外の補償】

保険金・解約返りい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。

●お客さまのご加入内容が登録されることがあります。

損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

<税法上の取扱い>（2023年4月現在）

●払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。

(注1) 傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。特に、「ケガのみ」のセットの場合、保険料控除の対象となる保険料はありませんので、ご注意ください。

(注2) なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

<自動継続の取扱いについて>

●前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わるのは、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)

<保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>

●保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。

<保険金支払いの履行期>

●引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^{(*)1}をご提出いただけてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^{(*)2}を経て保険金をお支払いします。^{(*)3}

(*)1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(*)2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(*)3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の検査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

●この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

●保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があつた場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいいます。

●引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

●被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

・引受保険会社所定の保険金請求書 ・引受保険会社所定の同意書

・事故原因・損害状況に関する資料

・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写) 等)

・引受保険会社所定の診断書 ・診療状況申告書

・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書 ・死亡診断書

・他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類

・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類

・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

<代理請求人について>

●高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^{(*)4}等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^{(*)4}」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者^{(*)4}」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*)法律上の配偶者に限ります。

●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

○1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合

○相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合

○相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合

○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

●柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランス グループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のため利用することができます。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス

②提携先等の商品・サービスのご案内の例
自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じことがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限

定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することができます。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することができます。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

重要事項のご説明

契約概要のご説明 ケガと病気の補償プラン（団体総合生活補償保険（MS&AD型））

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1.商品の仕組みおよび引受条件等

（1）商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合（傷害補償特約等をセットした場合）や病気になられた場合（疾病補償特約等をセットした場合）等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。特約をセットすることで、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○：被保険者の対象 -：被保険者の対象外)		
	本人 ^{(*)2}	配偶者	その他親族
本人型	○	-	-
夫婦型 ^{(*)1}	○	○	-

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	
がん診断 保険金補償 (待機期間 不設定型) 特約	本人 ^{(*)2} のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で生後15日以上満69才以下の方 ・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方 なお継続加入に限り満79才までご加入いただけます。
先進医療費用 保険金補償特約	
日常生活 賠償特約	(a) 本人 ^{(*)2} (b) 本人 ^{(*)2} の配偶者 (c) 同居の親族（本人 ^{(*)2} またはその配偶者と同居の、本人 ^{(*)2} またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族） (d) 別居の未婚の子（本人 ^{(*)2} またはその配偶者と別居の、本人 ^{(*)2} またはその配偶者の未婚の子） (e) (a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 ^{(*)3} 。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

（*1）夫婦型には「夫婦型への変更に関する特約」がセットされます。

（*2）加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいです。

（*3）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

（注）同居・別居の別および統納は保険金支払事由発生の時におけるものをおきます。住民票上は同居となっていても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

（2）補償内容

保険金をお支払いする場合はパンフレット19～23ページのとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

①保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額
パンフレット19～23ページをご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

パンフレット19～23ページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

（3）セットできる主な特約およびその概要

パンフレット19～23ページをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

（4）保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客様が実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

（5）引受条件

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客様が実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレット7～8ページ（ご継続の方のみのプランは12ページ）の保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

・保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年令・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsago.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

2.保険料

保険料は保険金額・被保険者（補償の対象者）の方の年令・保険期間等によって決定されます。お客様が実際にご加入いただく保険料につきましては加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3.保険料の払込方法について

パンフレット表紙をご参照ください。

分割払の場合には、払回数により、保険料が割増となっています。

4.満期返り金・契約者配当金

この保険には満期返り金・契約者配当金はありません。

5.解約返り金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返り金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することができます。「注意喚起情報のご説明」の「7.解約と解約返り金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明 ケガと病気の補償プラン(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合せください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1.クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は日本鍼灸マッサージ協同組合が保険契約となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2.告知義務等

(1) 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

■被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできることがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

①他の保険契約等(*)に関する情報

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

②被保険者の「生年月日」「年令」(病気を補償する契約に限ります。)

③被保険者の健康状況告知(病気を補償する契約に限ります。)

(注)告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

(2) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求歴欄にその内容を必ず記入してください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。

①この保険契約(*)の被保険者となることについて、同意していなかったとき

②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき

・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。

・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき

⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めるることができます。

その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(注)夫婦型においては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による引受保険会社への解約請求があった場合には、保険契約者は次のa.またはb.いずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人が傷害後遺障害保険金の支払いを受けていた場合にはb.によるものとします。

a.家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。

b.この保険契約(*)を解約すること。

(*)保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体総合生活補償保険(MS&AD型) 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償特約

3.補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット表紙記載の方法により払込みください。パンフレット表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4.保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレット19～23ページをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。

②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5.保険料の払込猶予期間等の取り扱い

(1)保険料は、パンフレット表紙記載の方法により払込みください。パンフレット表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

(2)分割払の場合で、保険金をお支払いする場合が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

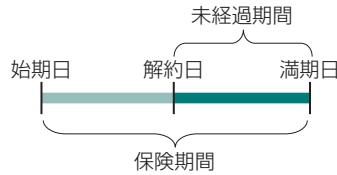
6.失効について

ご加入後に、被保険者(夫婦型においては被保険者全員)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7.解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- 脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8.保険会社破綻時等の取扱い

パンフレット24ページをご参照ください。

9.個人情報の取扱いについて

パンフレット25ページをご参照ください。

10.現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご契約について解約・減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1)現在のご契約について解約・減額などをされる場合の不利益事項

①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。

②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2)新たな保険契約(団体総合生活補償保険(MS&AD型))をお申込みされる場合のご注意事項

①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお受けできない場合や、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお受けする場合があります。

②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始時より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。

③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年令により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。

④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

この保険商品に関するお問合わせは

【代理店・扱者】

エル・クリエートシステム株式会社 TEL : 043-248-0622

三井住友海上へのご相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客様デスク」 0120-632-277(無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



こちらからアクセスできます。

万一、ケガをされたり、病気になられた場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

日本鍼灸マッサージ協同組合(相談室)

ハリキューアイヤロ

フリーダイヤル : 0120-89-1186(無料)

TEL : 03-3358-6363 FAX : 03-6380-6032

または

24時間365日事故受付サービス 「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く
0120-258-189(無料)

事故の連絡は、「インターネット受付」も行っています。

インターネット事故受付サービス

「三井住友海上保険金請求WEB」は、こちらから

※対応可能な事故は限定されています。

詳細はWEB画面をご覧ください。



指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行なうことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] 0570-022-808

- 受付時間[平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- 携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- おかげ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

お問合わせ先

〈お申込み先〉

日本鍼灸マッサージ協同組合

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-12-17

TEL : 03-3358-6363 FAX : 03-6380-6032

〈代理店・扱者〉

エル・クリエートシステム株式会社

千葉県千葉市中央区新宿1-5-8-3B

TEL : 043-248-0622

〈引受保険会社〉

三井住友海上火災保険株式会社

広域法人部 営業第一課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL : 03-3259-6692

生活サポートサービス

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。団体総合生活補償保険・所得補償保険などにご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。

*メンタルヘルス相談は疾病補償プラン(精神障害補償の有無は問いません)加入者ご本人のみが利用いただけます。詳しくは、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

ご相談
無料

所得補償
プランのご案内

健康・医療



◆メンタルヘルス相談
平日 9:00~21:00
土曜日 10:00~18:00
■上記以外
年中無休24時間対応

■健康・医療相談

日常の健康・医療に関するご相談や、薬剤全般に関するご相談に看護師などの専門職がお応えします。

また、ご相談内容やご希望に応じて医師相談(一部予約制)をご利用いただけます。

■メンタルヘルス相談

<疾病補償プラン加入者限定>

メンタルヘルスに関するご相談に臨床心理士等の専門家が電話や対面でお応えします。

*対面によるご相談は予約制で、1回50分以内、1人につき年間5回までとなります。

■診断サポートサービス

(各種人間ドック・PET検査機関紹介、健康チェックサービス)

提携機関をご紹介します。

また、ご自宅で気軽にできる健康チェックを割引料金でご紹介します。

■三大疾病セカンドオピニオン情報提供

「三大疾病(がん、心疾患、脳血管疾患)」診断後の、セカンドオピニオンに関する情報提供やご相談にお応えします。

*セカンドオピニオンとは「主治医以外の医師の意見」をいいます。

■医療機関総合情報提供

地域の医療機関情報や救急医療機関、各科の専門医などの情報をご提供します。

■女性医師情報提供、女性医師相談

女性医師情報をご提供(産科・婦人科に加え、内科、皮膚科、肛門科など幅広く対応)する女性専用のサービスです。

また、健康に関するご相談に女性看護師または女性医師(一部予約制)が対応します。

介護



年中無休24時間対応

<専任の相談員がお応えします>

■介護に関する情報提供

老後の備えとして介護は最大の关心事です。介護保険の仕組みに関することや介護状態になった場合の介護方法などのご相談にお応えします。

■介護に関する悩み相談

介護を担う人の悩みは多様です。日常の介護の悩みなど幅広いご相談にお応えします。

■公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談

公的介護保険で利用できるサービスや介護サービス提供事業者に関し、情報提供やご相談にお応えします。

認知症・ 行方不明時の 対応相談

年中無休24時間対応

<専任の相談員がお応えします>

■認知症に関する情報提供と悩み相談

社会の高齢化により増加する認知症に対する疑問にお応えします。専門医療機関の情報提供や精神的負担が大きい認知症の日常介護についてアドバイスします。

■認知症の方の行方不明時の対応に関する相談

認知症の方などが行方不明になってしまった場合の対応や発見後のケア方法に関するご相談にお応えします。

また、地域包括支援センターなどを紹介します。

暮らしの相談



平日14:00~17:00

■暮らしのトラブル相談(法律相談)

個人の日常生活上のトラブルに関するご相談にお応えします。

弁護士相談は予約制となります。

お客様の行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象なりません。また、引受保険会社の保険に関するご相談は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

■暮らしの税務相談

個人の日常生活上の税務相談にお応えします。

税理士相談は予約制となります。

情報提供・ 紹介サービス

平日10:00~17:00

■子育て相談(12才以下)

妊娠中から小学校卒業までの子育ての悩みや不安に、専任の相談員がお応えします。

■暮らしの情報提供

冠婚葬祭についてのご質問、ボランティア情報

■安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

- 福祉機器および介護用品のレンタル・販売
- 緊急通報サービス
- ベビーシッター



健康・介護ステーション

インターネットにて健康・医療、介護に関する情報を提供します。

URL : https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/

サービス受付電話番号

サービス受付の電話番号(通話料無料)は、ご加入後にお届けする加入者証や案内状の案内などをご覧ください。

*平日とは、土・日・祝日・年末年始を除いた月～金をいいます。

*お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。

*本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。

*本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

＜ケガと病気の補償プラン＞加入申込票兼健康状況告知書記入例

所得補償プランのご案内

電話番号・郵便番号・住所(カタカナ)を記入ください。

記入した日をご記入ください。

補償の対象となる方(被保険者)の氏名をカタカナでご記入ください。

裏面の職種コード一覧を参考に職業名・職種名をカタカナで記入いただき、職種コードもご記入ください。

生年月日、年令、性別をご記入ください。年令は、必ず令和5年8月1日時点の満年令をご記入ください。

他の保険契約・保険金請求歴につき、全被保険者分をご確認ご回答いただき、回答が「あり」の場合、回答の内容をご記入ください。

申込人氏名をカタカナでご記入いただき、その下に加入内容をご確認のうえ申込人がご署名ください。

パンフレットをご確認のうえ、セット名をご記入ください。口数は「1」とご記入ください。

パンフレットをご確認のうえ、全被保険者分の1か月あたりの保険料を合計してご記入ください。

被保険者本人がご記入ください。
裏面をご覧いただき、質問①～③(③は16才以上の女性のみ)のそれぞれに必ず「はい」「いいえ」どちらかに○をつけてください。「はい」の方は、裏面の疾病・症状一覧表でご確認のうえ、該当疾患(A欄・B欄)欄、特定疾患対象外欄にご記入ください。訂正される場合は被保険者本人が訂正箇所を二重線で消して、正しい内容をご記入のうえ、訂正署名(=訂正項目付近に被保険者ご自身(15才未満の場合は親権者)が署名)で訂正ください。

被保険者本人が回答内容をご確認のうえ、ご署名ください。
告知時における被保険者の年令が満15才未満の場合には、親権者が確認・ご署名ください。

＜ケガと病気の補償プラン＞払込取扱票記入例

本紙を使用してお振込ください。

払込取扱票

02 東京	記号番号	通常振込料金 加入者負担						
0 0 1 0 0 - 2	7 2 7 6 4 0	金額 料金						
日本鍼灸マッサージ協同組合共済口								
ケガと病気の補償プラン用 <ul style="list-style-type: none"> ●生年月日(昭和/平成/令和) 52年 1月 7日 ●令和5年8月1日時点での満年令(46)才 								
加入資格の確認(協同組合・組合員との続柄) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">組合員本人・その他→具体的に()</td> <td style="padding: 2px;">性別(男 女)</td> <td style="padding: 2px;">○加入されるセット名に ○印をつけて下さい。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 2px;">A B C T T1</td> </tr> </table>			組合員本人・その他→具体的に()	性別(男 女)	○加入されるセット名に ○印をつけて下さい。	A B C T T1		
組合員本人・その他→具体的に()	性別(男 女)	○加入されるセット名に ○印をつけて下さい。						
A B C T T1								
各票の※印欄はご依頼人において記載してください。 通信欄 おとこ 〒 123-4567 東京都新宿区四谷〇-〇-〇 四谷太郎 様 (電話番号 03 - 1234 - 5678)								
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号東第52566号) これよ 下部には何も記入しないでください。								

振替払込請求書兼受領証

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。	0 0 1 0 0 - 2	通常振込料金 加入者負担
	7 2 7 6 4 0	金額 料金
日本鍼灸マッサージ協同組合共済口		
おなまえ 東京都新宿区 四谷〇-〇-〇 四谷太郎 様		
日附印 この受領証は、大切に保管してください。		

パンフレットをご確認の上、「払込金」2か月分の金額をご記入ください。

**(例)上記記入例の
四谷太郎さん家族の場合**

- 1か月分の払込金5,270円
(保険料4,670円+制度運営費600円(200円×3人分))
- お振込いただく金額
払込金5,270円×2か月分
= 10,540円

住所・氏名を記入してください。

★家族の方もご加入される場合は、全員分の払込金2か月分を、1枚の払込票にまとめてお振込みください。

MEMO

